

沖縄労働局「働き方改革」推進本部 設置要綱（改訂3版）

平成26年12月26日施行

平成27年10月8日改訂

平成28年4月1日改訂

令和元年6月12日改訂

1 目的及び設置

すべての労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す働き方改革について、沖縄労働局一丸となって効果・効率的に施策を推進するため、沖縄労働局に「働き方改革」推進本部（以下「本部」）を設置する。

2 構成メンバー

本部長	沖縄労働局長
副本部長	総務部長、労働基準部長、職業安定部長、雇用環境・均等室長
オブザーバー	監督課長
その他	労働局長が必要に応じて指名する職員

3 実施内容

- (1) 働き方改革の推進のための取組方針の決定
- (2) 労使団体・地域を代表する企業への要請等
- (3) 働き方改革の推進にむけた取組支援等
- (4) 働き方改革の周知
- (5) その他働き方改革の推進のために必要な取組

4 会議

労働局長は、必要に応じて会議を招集する。

5 庶務

本部の庶務は、雇用環境・均等室において処理する。

6 働き方改革局内課室長絡会議

取組方針において決定された施策の進捗状況の共有や更なる連携方策の検討等を行うため、働き方改革局内課室長連絡会議を置くことができる。

7 施行

本設置要綱は、平成26年12月26日から施行する。

総務部長、職業安定部長及び雇用環境・均等室長を本部員から副部長とする改正は、平成27年10月8日から施行する。

構成メンバーを雇用均等室長から雇用環境・均等室長とする改正、オブザーバーを企画室長から監督課長とする改正、及び、本部の庶務を労働基準監督課から雇用環境・均等室とする改正は、平成28年4月1日から施行する。

目的及び設置を統合し、構成メンバーに労働局長が必要に応じて指名する職員の追記、連絡会議の追記及び実施内容の改正は、令和元年6月12日から施行する。